

平成25年度

市町村職員の給与・定員・勤務条件等の状況

平成26年3月

大分県総務部市町村振興課

# 目次

1. 給与について	
(1) 平均年齢・平均給料月額	1
(2) ラスパイレス指数	2
(3) 給料表の状況（一般行政職の場合）	6
(4) 給与制度・運用の適正化の状況	7
(5) 「わたり」の状況	8
(6) 平成25年市町村別級別職員構成の状況（一般行政職）	10
(7) 自宅に係る住居手当について	12
2. 市町村職員の定員状況	14
3. 市町村職員の勤務条件の状況	17
4. 市町村の勤務成績の評定の実施状況	19
（参考）地方公務員の給与等に関する諸原則	20

# 1. 給与について

市町村における給与は、給与決定の原則に基づき、国・県及び地域民間の賃金等を考慮して決定するものであり、その上で住民の理解が得られるものでなければなりません。

そのため、地方公務員法等により、給料月額、各種手当及び給与水準などについて、毎年、住民に分かりやすい形で公表するなど、各市町村においては積極的な情報公開により住民の方々の理解を得るための取組が求められています。

## (1) 平均年齢・平均給料月額

一般行政職の平均年齢は43.0歳となっており、昨年と比べ若干低く（▲0.2歳）なっています。また、平均給料月額は337,000円となっており、昨年と比べ低く（▲1,800円）なっています。

○市町村（一般行政職）

（単位：歳、円）

市町村名	H25		H24	
	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
大分市	41.7	329,800	41.9	333,100
別府市	42.1	328,300	42.0	329,800
中津市	44.3	343,500	45.1	348,500
日田市	43.4	343,400	44.2	350,900
佐伯市	44.6	345,800	44.3	344,200
臼杵市	41.7	331,800	41.5	330,500
津久見市	45.5	358,900	45.3	356,600
竹田市	46.2	357,100	46.3	358,000
豊後高田市	42.3	329,500	42.8	332,300
杵築市	42.2	335,800	41.8	332,300
宇佐市	43.1	336,200	43.2	338,300
豊後大野市	44.6	351,100	44.1	346,200
由布市	43.1	338,200	44.0	346,700
国東市	44.9	353,700	44.8	352,900
市平均	43.2	338,800	43.3	340,800
姫島村	43.2	247,500	42.4	243,000
日出町	41.6	323,800	41.9	329,300
九重町	39.9	304,500	39.8	303,200
玖珠町	40.1	321,500	40.1	317,600
町村平均	40.9	310,600	40.9	310,000
市町村平均	43.0	337,000	43.2	338,800
全地方公共団体平均	42.8	328,842	43.1	331,189

## (2) ラスパイレス指数

### ① 県内市町村の団体区分別ラスパイレス指数（一般行政職）

（概 要）

- ① 県内市町村の給与水準は、ラスパイレス指数で見ると、市町村平均（職員数による加重平均）で108.9（対前年比△0.2ポイント）です。
- ② ラスパイレス指数の県内市町村平均は、13団体が独自の給与削減措置を実施していますが、全地方公共団体平均106.9と比較して2.0ポイント上回っています。
- ③ 参考値（国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値）で見ると、市町村平均は100.6（対前年比△0.3、全地方公共団体平均98.8）です。

区 分	H15	H24		H25		増 減			
		指数	(参考値)	指数	(参考値)	15→25	15→25 (参考値)	24→25	24→25 (参考値)
県内 市平均	102.4	109.4	101.1	109.1	100.9	6.7	▲ 1.5	▲ 0.3	▲ 0.2
全国 市平均	100.7	106.9	98.8	106.6	98.5	5.9	▲ 2.2	▲ 0.3	▲ 0.3
県内 町村平均	99.3	105.6	97.6	105.3	97.3	6.0	▲ 2.0	▲ 0.3	▲ 0.3
全国 町村平均	95.7	103.3	95.5	103.2	95.4	7.5	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.1
県内市町村平均	101.1	109.1	100.9	108.9	100.6	7.8	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.3
全地方公共団体 平 均	100.1	107.0	98.9	106.9	98.8	6.8	▲ 1.3	▲ 0.1	▲ 0.1

#### ※ラスパイレス指数とは

地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものである。

### ② 県内市町村のラスパイレス指数の分布状況（一般行政職）

（概 要）

ラスパイレス指数100以上（参考値）の団体は、平成24年、平成25年ともに14団体となっています。

区 分	H15	H24		H25		増 減			
		指数	(参考値)	指数	(参考値)	15→25	15→25 (参考値)	24→25	24→25 (参考値)
110以上	0	3	0	4	0	4	0	1	0
105以上	0	14	0	13	0	13	0	▲ 1	0
100~105	31	0	14	0	14	▲ 31	▲ 17	0	0
95~100	23	0	3	0	3	▲ 23	▲ 20	0	0
95未満	4	1	1	1	1	▲ 3	▲ 3	0	0
県内市町村計	58	18	18	18	18	▲ 40	▲ 40	0	0

③ 団体別ラスパイルス指数

(概要)

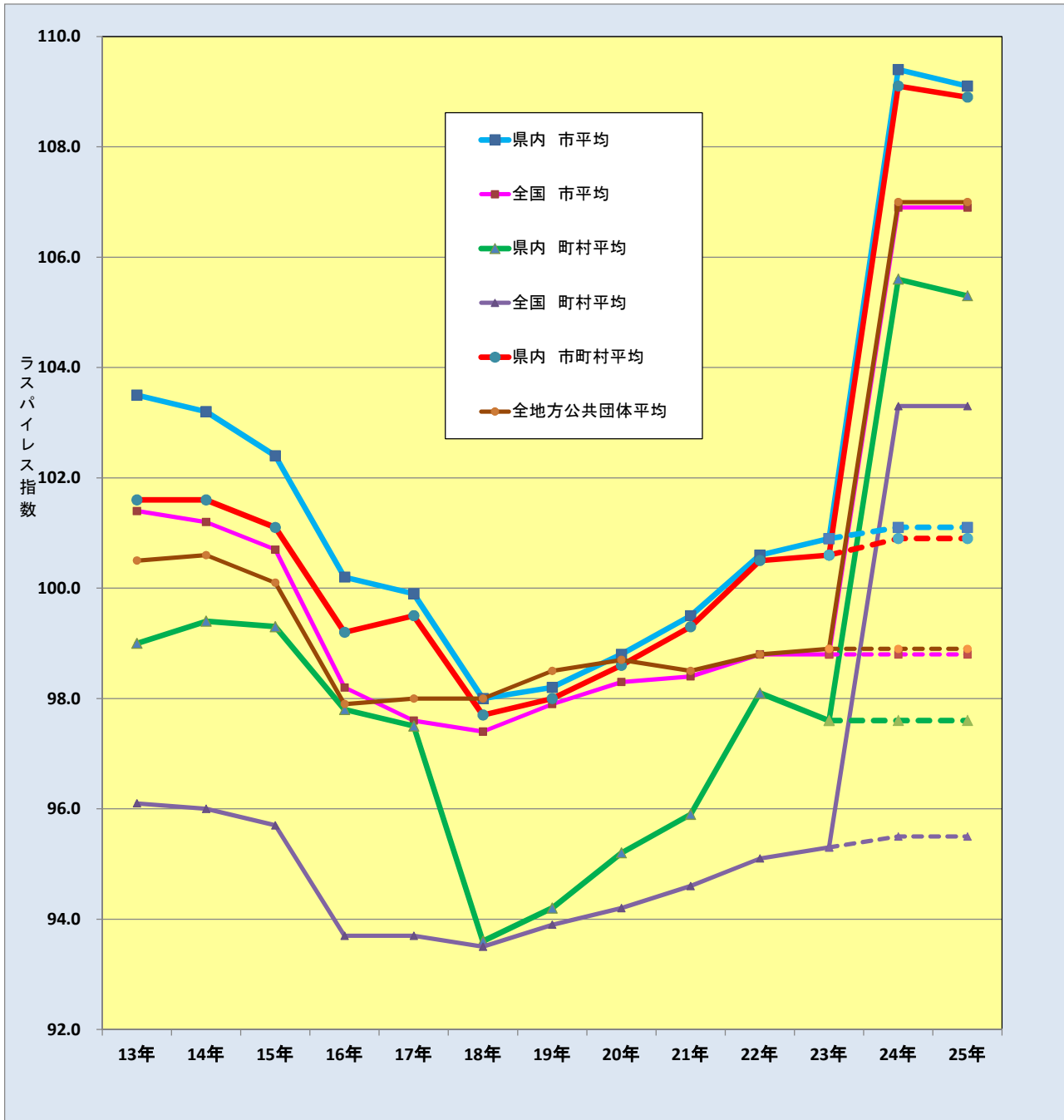
- ① 下線を引いているのは給与削減措置（いわゆる「給与カット」。）がある団体です。  
ラスパイルス指数が上位の団体は、日田市（110.5）、大分市（110.3）、  
杵築市、由布市（110.0）です。
- ② ラスパイルス指数が下位の団体は、姫島村（78.6）、豊後高田市（107.0）、  
佐伯市（107.9）です。

市町村名	25年		24年		前年比		給与削減措置の状況
	指数	(参考値)	指数	(参考値)	指数	(参考値)	
大分市	<u>110.3</u>	<u>101.9</u>	<u>110.5</u>	<u>102.1</u>	▲ 0.2	▲ 0.2	管理職 4% 非管理職3%
別府市	109.1	100.8	109.7	101.4	▲ 0.6	▲ 0.6	—
中津市	<u>109.4</u>	<u>101.0</u>	<u>108.9</u>	<u>100.6</u>	0.5	0.4	管理職手当受給者4% 4級～6級(一部) 1% 1～3級 0.5%
日田市	<u>110.5</u>	<u>102.1</u>	110.7	102.3	▲ 0.2	▲ 0.2	部長級(8級) 4% 課長級(7級) 2%
佐伯市	<u>107.9</u>	<u>99.7</u>	<u>107.7</u>	<u>99.5</u>	0.2	0.2	5%
臼杵市	108.5	100.3	108.9	100.6	▲ 0.4	▲ 0.3	—
津久見市	108.6	100.2	108.3	100.0	0.3	0.2	—
竹田市	<u>108.7</u>	<u>100.4</u>	<u>108.5</u>	<u>100.2</u>	0.2	0.2	管理職(7級以上) 5% 非管理職 3%
豊後高田市	107.0	98.8	107.7	99.6	▲ 0.7	▲ 0.8	—
杵築市	<u>110.0</u>	<u>101.7</u>	<u>109.2</u>	<u>101.0</u>	0.8	0.7	課長級(7級) 3% 課長・課長補佐級(6級) 2%
宇佐市	<u>108.1</u>	<u>99.9</u>	<u>108.4</u>	<u>100.2</u>	▲ 0.3	▲ 0.3	部・課長(8・7級) 5% 3級～6級 4% 1・2級 3%
豊後大野市	108.4	100.1	109.6	101.2	▲ 1.2	▲ 1.1	—
由布市	<u>110.0</u>	<u>101.6</u>	<u>109.9</u>	<u>101.6</u>	0.1	0.0	部・課長(8・7級) 5% 6級(課長補佐級) 3% 1級～5級 2.5%
国東市	<u>109.1</u>	<u>100.8</u>	<u>109.5</u>	<u>101.2</u>	▲ 0.4	▲ 0.4	管理職(7級) 5% 補佐級(6級) 3% 4・5級 2%
市平均	109.1	100.9	109.4	101.1	▲ 0.3	▲ 0.2	
(全国市)	106.6	98.5	106.9	98.8	▲ 0.3	▲ 0.3	
姫島村	<u>78.6</u>	<u>72.5</u>	<u>78.9</u>	<u>72.9</u>	▲ 0.3	▲ 0.4	5%
日出町	<u>109.1</u>	<u>100.8</u>	<u>110.0</u>	<u>101.6</u>	▲ 0.9	▲ 0.8	4級～7級 5% 1級～3級 4%
九重町	<u>108.2</u>	<u>100.0</u>	<u>108.0</u>	<u>99.8</u>	0.2	0.2	管理職 3～5% 2級～5級 1.5～2.5%
玖珠町	<u>108.9</u>	<u>100.6</u>	<u>108.8</u>	<u>100.5</u>	0.1	0.1	1%
町村平均	105.3	97.3	105.6	97.6	▲ 0.3	▲ 0.3	
(全国町村)	103.2	95.4	103.3	95.5	▲ 0.1	▲ 0.1	
市町村平均	108.9	100.6	109.1	100.9	▲ 0.2	▲ 0.3	
全地方公共団体平均	106.9	98.8	107.0	98.9	▲ 0.1	▲ 0.1	

大分県内市町村のラスパイレス指数の推移

市町村名	旧市町村名	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	(参考値)	25年	(参考値)
大分市	大分市	103.0	100.9	100.5	101.3	100.5	100.7	101.9	102.9	101.7	110.5	102.1	110.3	101.9
	野津原町	102.7	101.3											
	佐賀関町	97.9	97.8											
別府市		101.4	98.0	97.7	98.9	100.6	99.5	99.1	99.9	100.3	109.7	101.4	109.1	100.8
中津市	中津市	102.0	99.3	99.1	96.5	97.6	98.6	99.3	99.7	98.9	108.9	100.6	109.4	101.0
	三光村	98.2	97.3											
	本耶馬溪町	98.7	96.9											
	耶馬溪町	99.0	97.6											
	山国町	99.8	99.2											
日田市	日田市	102.4	100.8	99.7	95.1	96.4	99.5	98.8	101.9	101.8	110.7	102.3	110.5	102.1
	前津江村	94.1	92.8											
	中津江村	91.0	89.6											
	上津江村	89.8	88.8											
	大山町	99.1	96.8											
	天瀬町	99.0	97.7											
佐伯市	佐伯市	103.1	101.1	100.3	95.9	97.7	98.3	98.8	99.4	99.6	107.7	99.5	107.9	99.7
	上浦町	100.0	98.1											
	弥生町	100.2	96.8											
	本匠村	99.0	99.7											
	宇目町	99.8	97.6											
	直川村	100.8	97.0											
	鶴見町	98.5	99.9											
	米水津村	100.9	96.9											
蒲江町	101.8	100.9												
臼杵市	臼杵市	103.4	101.8	100.6	97.6	98.3	98.8	100.9	98.9	100.6	108.9	100.6	108.5	100.3
	野津町	97.6	96.8											
津久見市		102.3	99.8	94.7	95.7	97.0	97.5	96.6	99.2	99.8	108.3	100.0	108.6	100.2
竹田市	竹田市	101.9	99.6	99.3	95.2	95.8	97.3	97.5	98.7	100.4	108.5	100.2	108.7	100.4
	荻町	102.1	100.0											
	久住町	98.2	97.0											
	直入町	98.4	95.9											
豊後高田市	豊後高田市	100.2	98.7	98.2	93.9	95.1	96.1	97.7	98.7	99.0	107.7	99.6	107.0	98.8
	真玉町	99.5	98.1											
	香々地町	99.4	97.1											
杵築市	杵築市	101.1	99.0	99.4	95.5	96.6	97.1	98.0	101.5	101.3	109.2	101.0	110.0	101.7
	大田村	100.9	99.8	100.6										
	山香町	97.5	96.8	99.1										
宇佐市	宇佐市	103.0	100.5	100.0	97.9	99.4	98.3	98.9	99.7	100.8	108.4	100.2	108.1	99.9
	院内町	99.4	99.5											
	安心院町	101.0	97.7											
豊後大野市	三重町	100.9	99.6	99.7	95.7	95.9	97.3	98.7	99.6	100.8	109.6	101.2	108.4	100.1
	清川村	99.3	100.2											
	緒方町	100.4	96.0											
	朝地町	101.6	97.3											
	大野町	99.4	98.6											
	千歳村	100.5	97.6											
犬飼町	99.9	98.7												
由布市	挾間町	100.6	98.9	100.2	100.8	96.9	98.8	99.6	99.7	101.7	109.9	101.6	110.0	101.6
	庄内町	99.6	98.0	99.4										
	湯布院町	102.2	99.7	99.3										
国東市	国見町	96.9	95.1	95.7	99.3	96.7	97.1	98.3	98.9	102.2	109.5	101.2	109.1	100.8
	国東町	101.9	99.5	99.7										
	武蔵町	98.6	96.6	94.9										
	安岐町	102.5	101.1	99.5										
姫島村		74.9	73.5	72.7	73.0	70.6	71.6	73.7	71.4	72.9	78.9	72.9	78.6	72.5
日出町		102.0	101.4	95.4	96.9	98.4	99.3	100.7	100.9	101.1	110.0	101.6	109.1	100.8
九重町		102.8	102.0	101.7	97.0	95.8	100.2	99.8	101.3	102.7	108.0	99.8	108.2	100.0
玖珠町		101.9	100.1	101.5	97.2	98.7	98.8	97.4	102.3	99.8	108.8	100.5	108.9	100.6
県内市平均		102.4	100.2	99.9	98.0	98.2	98.8	99.5	100.6	100.9	109.4	101.1	109.1	100.9
全国市平均		100.7	98.2	97.6	97.4	97.9	98.3	98.4	98.8	98.8	106.9	98.8		
県内町村平均		99.3	97.8	97.5	93.6	94.2	95.2	95.9	98.1	97.6	105.6	97.6	105.3	97.3
全国町村平均		95.7	93.7	93.7	93.5	93.9	94.2	94.6	95.1	95.3	103.3	95.5		
県内市町村平均		101.1	99.2	99.5	97.7	98.0	98.6	99.3	100.5	100.6	109.1	100.9	108.9	100.6
全地方公共団体平均		100.1	97.9	98.0	98.0	98.5	98.7	98.5	98.8	98.9	107.0	98.9		

## 大分県内市町村のラスパイレス指数の推移



※平成16・17年度の市町村合併により、「市職員」「町村職員」の構成が大きく変動している。  
 ※平成24・25年度の点線は、参考値（国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値）である。

### (3) 給料表の状況(一般行政職の場合)

市町村職員の給料表は、条例で定められており、職務の内容と責任の度合いに応じた数級の級が設けられています。

給料表の設定にあたっては、国家公務員の給与には、生計費及び民間賃金についての考慮が織り込まれているので、これと同種の職務に従事する地方公務員の給与について、これに準じることとすれば、国及び他の地方公共団体とも均衡がとれることから、大分市以外は国に準じた給料表適用しています。

なお、国では、H18.4.1から、地域民間給与の適正な反映等を目的とし、給与水準を平均4.8%引き下げる給与構造の改革が行われました。

県内の全市町村においても、平成19年度までに国の制度に準じる形で、給与構造の見直しが行われました。

なお、平成23年度より、住民により分かりやすく情報を提供するため、総務省の「地方公共団体給与情報等公表システム」において、給料表の最高号給の額の状況について公表を実施しております。

#### ○一般行政職給料表における最高号給月額

(単位：円)

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
大分市	243,700	307,800	354,700	426,900 (393,300)	435,800 (405,800)	451,200 (427,800)	456,200	478,200	537,700
別府市	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200	478,200	—
中津市	243,700	307,800	354,700	393,300	405,800	427,800	456,200	478,200	—
日田市	243,700	307,800	356,400	388,300	411,000	435,600	459,200	478,200	—
佐伯市	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	441,500	459,200	478,200	—
臼杵市	243,700	307,800	354,700	388,300	405,300	427,800	456,200	478,200	—
津久見市	243,700	307,800	354,700	393,300	405,800	427,800	456,200	—	—
竹田市	243,700	307,800	354,700	393,300	405,800	427,800	456,200	—	—
豊後高田市	243,700	307,800	354,700	393,300	405,800	427,800	456,200	—	—
杵築市	243,700	307,800	354,700	393,300	405,800	427,800	456,200	—	—
宇佐市	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	432,500	456,200	478,200	—
豊後大野市	243,700	307,800	354,700	388,300	409,100	435,100	456,200	—	—
由布市	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	444,100	456,200	478,200	—
国東市	243,700	307,800	354,700	388,300	405,800	435,100	456,200	—	—
姫島村	243,700	307,800	354,700	388,300	—	—	—	—	—
日出町	243,700	307,800	354,700	395,100	409,100	429,900	456,200	—	—
九重町	243,700	307,800	354,700	393,300	413,600	433,000	456,200	—	—
玖珠町	243,700	307,800	354,700	400,800	418,800	446,000	456,200	—	—

※各市町村の条例上の給料表の最高号給の額。  
給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。



#### (4) 給与制度・運用の適正化の状況

○平成24年度中における給与適正化等の状況

(単位：団体)

区 分	初任給基準 の是正	わたりの 適正化	給料表 の適正化	退職時特別 昇給等の 適正化	小計 (A)
都道府県	0	0	0	0	0
指定都市	1	1	1	0	0
市 区	9	15	12	5	41
(うち県内市)	(0)	(2)	(1)	-	(3)
町 村	8	6	6	13	33
(うち県内町村)	(0)	(1)	(0)	-	(1)
計	18	22	19	18	77
(うち県内市町村計)	(0)	(3)	(0)	-	(4)
		大分市 国東市 玖珠町	大分市		

区 分	諸手当の適正化			退職手当 の是正	小 計 (B)	合 計 (A) + (B)
	特殊勤務手当	住居手当	その他の手当			
都道府県	13	15	2	21	51	51
指定都市	1	6	1	4	12	12
市 区	63	108	46	155	372	413
(うち県内市)	(1)	(0)	(0)	-	(1)	(4)
町 村	34	71	44	112	261	294
(うち県内町村)	(0)	(0)	(0)	-	(0)	(1)
計	111	200	93	292	696	773
(うち県内市町村計)	(1)	(0)	(0)	-	(1)	(5)
	杵築市					

(注) 団体数は部分的な取組を含み、合計は延べ数である。

(5) 「わたり」の状況

地方公務員法第24条第1項では、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならぬ」と規定されています（「職務給の原則」）。

	団体数 (団体)	人数 (人)	市町村名	対前年比	
				(団体)	(人)
大分県	9	1,152	大分市、別府市、日田市、佐伯市、竹田市、杵築市、宇佐市、由布市、玖珠町	▲ 1	▲ 229
全国 市区町村 合計	69	8,724		▲ 16	▲ 1,801

※全国市区町村には、指定都市を除く。

○「わたり」がある団体

県内市町村： 9団体 / 18団体 (50.0%)

全地方公共団体： 69団体 / 1,789団体 (3.9%)



\* 大分市、玖珠町は平成24年度中に取組を行った（P. 7参照）が、引続き一部に「わたり」が残っている状況

※「わたり」の該当基準

地方公務員給与の「わたり」とは、次の①又は②のいずれかにより給与を支給することをいい、「職務給の原則」の観点から問題があります。

① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと（形式わたり）

② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること（実質わたり）

②の具体の該当基準については、少なくとも、次のⅠからⅣのいずれかに該当する場合には、原則として「わたり」に該当。

Ⅰ 級別職務分類表及び級別標準職務表が、職務を明確に分類したものとなっていない場合

例) 主査（3～5級）が一定の経験年数を経れば、4級から5級に昇格する場合

Ⅱ 一つの職が4つ以上の級にわたって格付けられている場合

Ⅲ 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の級の格付けが、国家公務員の本省の格付けを超えている場合

例) 国の係員に相当する職を3級以上に格付け  
国の主任に相当する職を4級以上に格付け  
国の係長に相当する職を5級以上に格付け  
国の課長補佐に相当する職を7級以上に格付け

Ⅳ 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の給料月額の高水準が、国家公務員の俸給月額の最高水準を相当程度超えている場合

(6) 平成25年市町村別級別職員構成の状況（一般行政職）

県内市町村の級別の職員構成は下記のとおりです。  
職務給の原則から、上位級の比率が過大にならないように計画的に管理していくことが求められます。

① 国に準拠した給料表を使用している団体

H25.4.1現在

市町村名	一般行政 職員数 (人)	4級	5級	6級	7級	8級	5級以上	6級以上
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
別府市	469	108	56	65	52	8	181	125
		23.0	11.9	13.9	11.1	1.7	<b>38.6</b>	<b>26.7</b>
中津市	550	168	140	34	42	15	231	91
		30.5	25.5	6.2	7.6	2.7	<b>42.0</b>	<b>16.5</b>
日田市	527	86	141	86	43	11	281	140
		16.3	26.8	16.3	8.2	2.1	<b>53.3</b>	<b>26.6</b>
佐伯市	637	62	195	187	47	5	434	239
		9.7	30.6	29.4	7.4	0.8	<b>68.1</b>	<b>37.5</b>
臼杵市	260	88	43	33	17	6	99	56
		33.8	16.5	12.7	6.5	2.3	<b>38.1</b>	<b>21.5</b>
津久見市	160	75	43	20	4	—	67	24
		46.9	26.9	12.5	2.5	—	<b>41.9</b>	<b>15.0</b>
竹田市	244	55	59	51	33	—	143	84
		22.5	24.2	20.9	13.5	—	<b>58.6</b>	<b>34.4</b>
豊後高田市	219	61	20	10	24	—	54	34
		27.9	9.1	4.6	11.0	—	<b>24.7</b>	<b>15.5</b>
杵築市	249	80	24	48	22	—	94	70
		32.1	9.6	19.3	8.8	—	<b>37.8</b>	<b>28.1</b>
宇佐市	436	37	131	112	28	8	279	148
		8.5	30.0	25.7	6.4	1.8	<b>64.0</b>	<b>33.9</b>
豊後大野市	326	84	84	51	24	—	159	75
		25.8	25.8	15.6	7.4	—	<b>48.8</b>	<b>23.0</b>
由布市	256	33	42	77	29	10	158	116
		12.9	16.4	30.1	11.3	3.9	<b>61.7</b>	<b>45.3</b>
国東市	289	103	77	20	50	—	147	70
		35.6	26.6	6.9	17.3	—	<b>50.9</b>	<b>24.2</b>
市計	4,622	1,040	1,055	794	415	63	2,327	1,272
		22.5	22.8	17.2	9.0	1.4	<b>50.3</b>	<b>27.5</b>
姫島村	45	16	—	—	—	—	0	0
		35.6	—	—	—	—	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>
日出町	150	58	23	17	3	—	43	20
		38.7	15.3	11.3	2.0	—	<b>28.7</b>	<b>13.3</b>
九重町	109	10	29	3	12	—	44	15
		9.2	26.6	2.8	11.0	—	<b>40.4</b>	<b>13.8</b>
玖珠町	139	45	27	20	5	—	52	25
		32.4	19.4	14.4	3.6	—	<b>37.4</b>	<b>18.0</b>
町村計	443	129	79	40	20	—	139	60
		29.1	17.8	9.0	4.5	—	<b>31.4</b>	<b>13.5</b>
市町村計	5,065	1,169	1,134	834	435	63	2,466	1,332
		23.1	22.4	16.5	8.6	1.2	<b>48.7</b>	<b>26.3</b>

②独自給料表を使用している団体

市町村名	一般行政 職員数 (人)	4級	5級	6級	7級	8級	9級	5級以上	6級以上
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
大分市	1,610	650	280	81	47	40	19	467	187
		40.4	17.4	5.0	2.9	2.5	1.2	29.0	11.6

※大分市は独自給料表を採用しており、級別職員構成を他市町村等と単純に比較することはできません。参考として、給料月額に着目して国に準拠した給料表の5級以上、6級以上の級別職員構成を算出すると、次のとおりとなります。

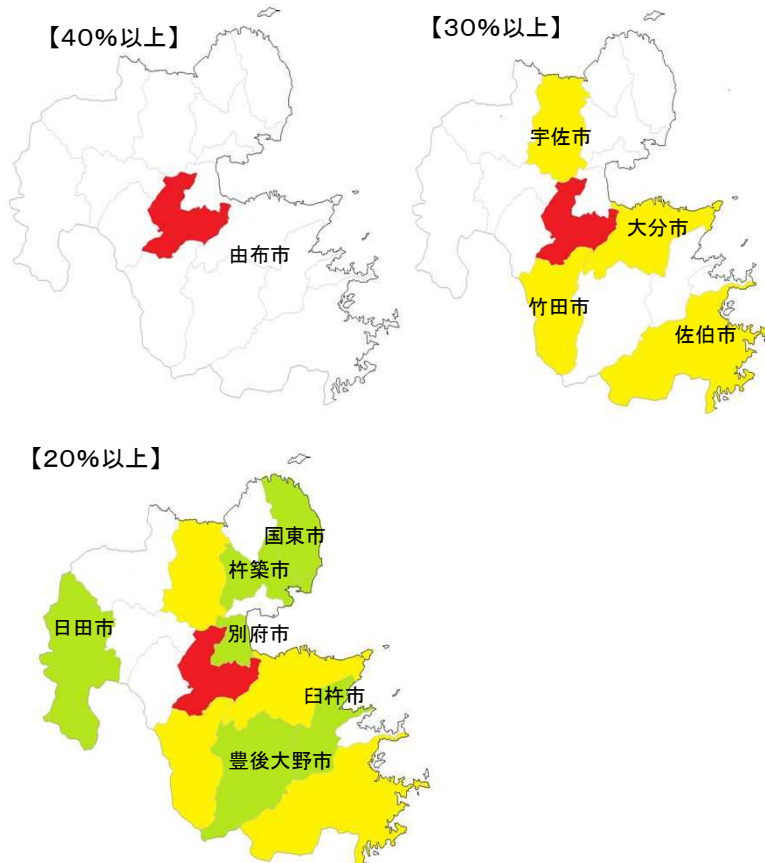
- ①国に準拠した給料表の4級最高号給を超える給料月額に格付けられている職員（5級以上に相当）は、624人、**38.8%**
- ②国に準拠した給料表の5級最高号給を超える給料月額に格付けられている職員（6級以上に相当）は、508人、**31.6%**

<参考>大分県（国に準拠した給料表を使用）

	一般行政 職員数 (人)	4級相当	5級相当	6級相当	7級相当	8級相当	9級相当	5級以上	6級以上
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
大分県	3,860	1,130	834	242	238	57	15	1,386	552
		29.3	21.6	6.3	6.2	1.5	0.4	<b>35.9</b>	<b>14.3</b>
標準的な職務の内容		課長補佐 主査	課長補佐	課長		審議監	部長		

注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

③級別職員構成【6級（課長級）以上職員割合】



(7) 自宅に係る住居手当について（平成25年4月1日現在）

全国市区町村の74.3%の団体（1,280団体／1,722団体）が、「自宅に係る住居手当」廃止しています。

一方、「自宅に係る住居手当」のある県内団体は、18団体中17団体（94.4%）であり、全国状況を大きく上回っています。

国においては、平成21年に自宅に係る住居手当が廃止されており、大分県も平成25年度から廃止しています。

市町村名	制度がない団体	制度が残っている団体	備考
大分市		○	8,500円（9年以上 6,000円）
別府市		○	5,300円（6年以上 3,600円）
中津市		○	4,500円（2年以上 3,000円）
日田市		○	4,500円（7年以上 3,000円）
佐伯市		○	4,500円（7年以上 2,500円）
臼杵市		○	6,000円（9年以上 4,000円）
津久見市		○	2,500円（6年以上 0円）
竹田市		○	2,500円
豊後高田市		○	4,500円（7年以上 3,000円）
杵築市		○	4,500円（6年以上 3,000円）
宇佐市		○	5,500円（7年以上 3,500円）
豊後大野市		○	3,400円
由布市		○	5,500円（7年以上 2,500円）
国東市		○	4,500円（6年以上 3,000円）
市計	0	14	
姫島村	○		
日出町		○	4,500円（7年以上 3,000円）
九重町		○	2,500円
玖珠町		○	3,500円（6年以上 2,000円）
町村計	1	3	
市町村合計	1 ( 5.6% )	17 ( 94.4% )	
全国市区町村合計	1,280 ( 74.3% )	442 ( 25.7% )	

※全国市区町村には、指定都市を除く。

○自宅に係る住居手当制度がある団体

県内市町村： 17団体／ 18団体（94.4%）

全国市区町村： 442団体／1,722団体（25.7%）

全地方公共団体： 454団体／1,789団体（25.4%）



## 2. 市町村職員の定員状況(平成25年4月1日現在)

県内市町村の職員総数は、平成25年4月1日現在で12,136人となっています。

県下市町村における集中改革プラン後の定員管理については、既に計画策定済みの団体や、現在策定中の団体などさまざまですが、各市町村が地域の実情に応じて数値目標を設定するなど、主体的に適正な定員管理に努めることが求められています。

市町村名	住基人口 H25. 3. 31	総職員数				人口一人当たりの職員数	
		H24 (人)	H25 (人)	増減数 (人)	増減率 (%)	H24 (人)	H25 (人)
大分市	476,723	3,315	3,266	▲ 49	▲ 1.5	70.1	68.5
別府市	121,998	1,061	1,045	▲ 16	▲ 1.5	88.8	85.7
中津市	85,522	1,101	1,097	▲ 4	▲ 0.4	129.2	128.3
日田市	70,668	658	652	▲ 6	▲ 0.9	92.4	92.3
佐伯市	77,730	1,011	980	▲ 31	▲ 3.1	129.0	126.1
臼杵市	41,843	408	401	▲ 7	▲ 1.7	96.4	95.8
津久見市	19,920	236	234	▲ 2	▲ 0.8	116.8	117.5
竹田市	24,392	421	410	▲ 11	▲ 2.6	171.0	168.1
豊後高田市	23,847	322	314	▲ 8	▲ 2.5	134.8	131.7
杵築市	31,384	499	494	▲ 5	▲ 1.0	157.1	157.4
宇佐市	59,891	670	668	▲ 2	▲ 0.3	111.3	111.5
豊後大野市	39,569	753	739	▲ 14	▲ 1.9	188.6	186.8
由布市	35,787	389	389	0	0.0	108.3	108.7
国東市	31,348	733	727	▲ 6	▲ 0.8	230.9	231.9
姫島村	2,291	173	167	▲ 6	▲ 3.5	737.7	728.9
日出町	28,806	209	213	4	1.9	73.0	73.9
九重町	10,534	149	151	2	1.3	140.3	143.3
玖珠町	17,148	190	189	▲ 1	▲ 0.5	109.5	110.2
市計	1,140,622	11,577	11,416	▲ 161	▲ 1.4	101.7	100.1
町村計	58,779	721	720	▲ 1	▲ 0.1	122.3	122.5
市町村合計	1,199,401	12,298	12,136	▲ 162	▲ 1.3	102.8	101.2

「総職員数」

常勤の教育長及び、臨時職員についても勤務した日が引き続き12月を超える職員を含む。病院、消防等の職員も含む。(一部事務組合の消防職員等は除く。)

「人口一人当たりの職員数」

4.1総職員数を3.31住基人口数で除し、1万を乗じたもの。

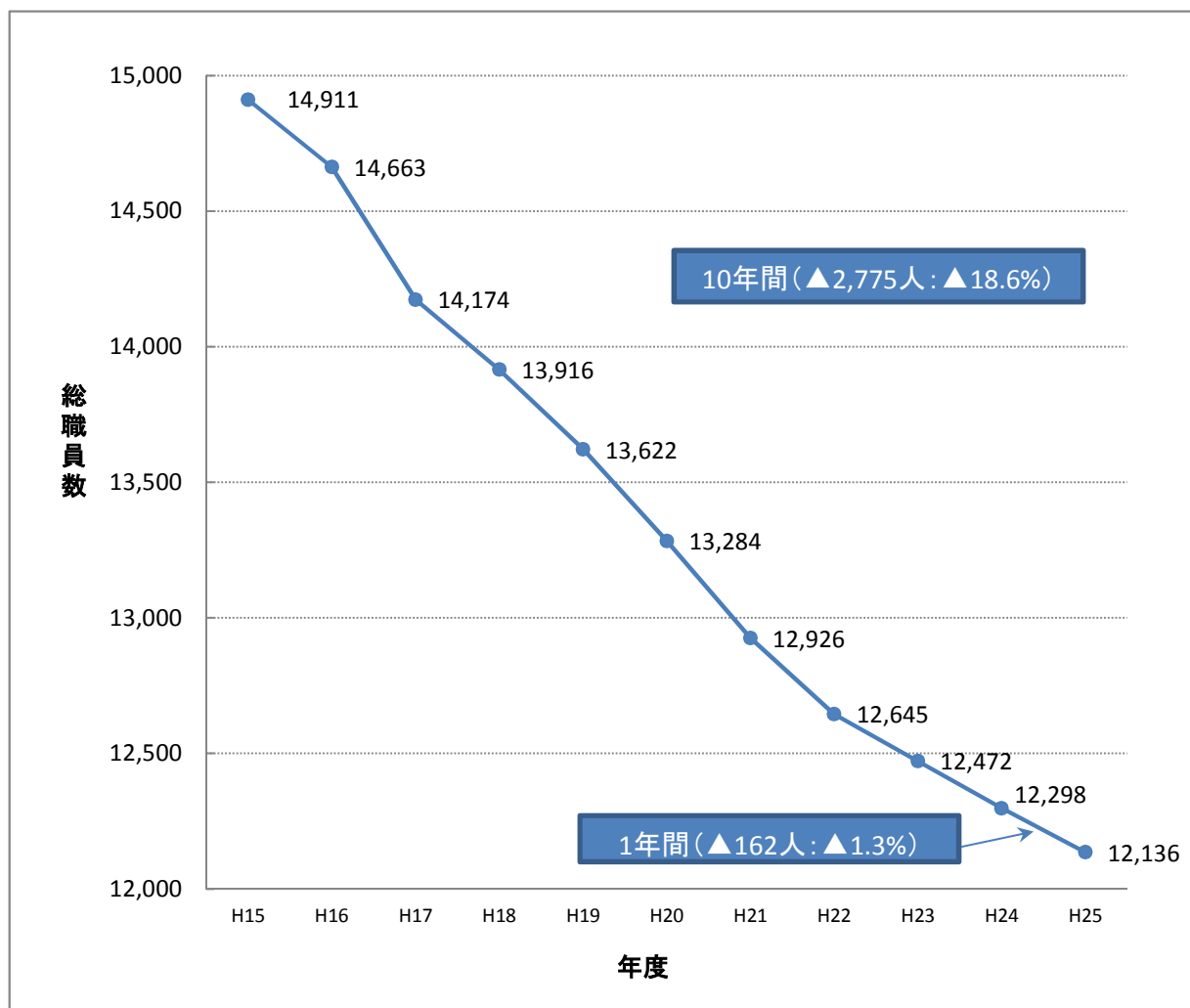


# 市町村別の総職員数の推移

市町村名	旧市町村名	職員数(人)											増減(人)		
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H25-H24	H25-H15	
大分市	大分市	3,715	3,670	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	野津原町	83	79	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	佐賀関町	247	224	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部事務組合等	13	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	4,058	3,986	3,861	3,828	3,745	3,678	3,586	3,477	3,395	3,315	3,266	△ 49	△ 792	
別府市		1,232	1,201	1,188	1,178	1,156	1,125	1,103	1,091	1,067	1,061	1,045	△ 16	△ 187	
中津市	中津市	742	730	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	三光村	72	72	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	本耶馬溪町	56	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	耶馬溪町	118	121	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	山国町	58	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部事務組合等	100	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	1,146	1,137	1,121	1,141	1,124	1,131	1,111	1,099	1,109	1,101	1,097	△ 4	△ 49		
日田市	日田市	478	472	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	前津江村	40	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	中津江村	52	49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	上津江村	41	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	大山町	69	66	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	天瀬町	99	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部事務組合等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	780	767	735	722	727	707	689	669	663	658	652	△ 6	△ 128	
	佐伯市	佐伯市	499	492	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		上浦町	54	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
弥生町		82	84	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
本匠村		58	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
宇目町		80	81	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
直川村		53	52	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鶴見町		96	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
米水津村		52	53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
蒲江町		151	148	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
一部事務組合等		176	171	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	1,301	1,294	1,233	1,192	1,141	1,105	1,075	1,045	1,026	1,011	980	△ 31	△ 321		
臼杵市	臼杵市	366	353	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	野津町	120	117	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	486	470	459	451	449	432	426	419	412	408	401	△ 7	△ 85	
津久見市		341	328	315	292	280	270	256	247	241	236	234	△ 2	△ 107	
竹田市	竹田市	242	238	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	荻町	72	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	久住町	80	81	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	直入町	59	57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部事務組合等	92	93	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	545	539	522	516	495	477	460	435	429	421	410	△ 11	△ 135		
豊後高田市	豊後高田市	226	220	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	真玉町	85	83	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	香々地町	68	67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部事務組合等	61	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	440	430	404	381	376	362	349	345	336	322	314	△ 8	△ 126		
杵築市	杵築市	236	238	218	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	大田村	67	64	69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	山香町	268	270	274	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	571	572	561	544	535	522	505	505	502	499	494	△ 5	△ 77	
宇佐市	宇佐市	488	481	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	院内町	119	122	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	安心院町	106	106	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部事務組合等	126	127	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	839	836	829	809	783	749	715	693	676	670	668	△ 2	△ 171	
豊後大野市	三重町	178	173	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	清川村	69	68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	緒方町	250	244	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	朝地町	73	71	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	大野町	100	96	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	千歳村	52	51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	犬飼町	75	71	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
一部事務組合等	110	109	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計	907	883	854	825	799	783	766	758	759	753	739	△ 14	△ 168		
由布市	挾間町	123	122	117	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	庄内町	156	149	143	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	湯布院町	129	125	118	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部事務組合等	56	56	56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	464	452	434	423	421	408	405	398	394	389	389	0	△ 75	
国東市	国見町	128	123	118	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国東町	196	189	167	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	安岐町	133	133	128	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	武蔵町	119	117	107	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部事務組合等	386	380	348	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	962	942	868	844	829	790	753	733	734	733	727	△ 6	△ 235		
姫島村		213	208	192	187	184	177	171	174	175	173	167	△ 6	△ 46	
日出町		238	237	223	217	215	211	212	212	213	209	213	4	△ 25	
九重町		168	168	162	159	162	158	151	152	151	149	151	2	△ 17	
玖珠町		220	213	213	207	201	199	193	193	190	190	189	△ 1	△ 31	
市計		14,072	13,837	13,384	13,146	12,860	12,539	12,199	11,914	11,743	11,577	11,416	△ 161	△ 2,656	
町村計		839	826	790	770	762	745	727	731	729	721	720	△ 1	△ 119	
市町村合計		14,911	14,663	14,174	13,916	13,622	13,284	12,926	12,645	12,472	12,298	12,136	△ 162	△ 2,775	
増減数(前年比)		△ 176	△ 248	△ 489	△ 258	△ 294	△ 338	△ 358	△ 281	△ 173	△ 174	△ 162	-	-	

※「地方公共団体定員管理調査」より、各年4月1日現在の団体の職員数により作成。

## 大分県内市町村の総職員数の推移



(単位: 人、%)

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
総職員数	14,911	14,663	14,174	13,916	13,622	13,284	12,926	12,645	12,472	12,298	12,136
増減数	▲ 176	▲ 248	▲ 489	▲ 258	▲ 294	▲ 338	▲ 358	▲ 281	▲ 173	▲ 174	▲ 162
増減率	-	▲ 1.7	▲ 3.3	▲ 1.8	▲ 2.1	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 2.2	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 1.3

### 3. 市町村職員の勤務条件の状況

地方公務員の勤務時間、休暇等の勤務条件は、地方公務員法第24条第5項の規定により、国や他の地方公共団体の職員との権衡を考慮することとされています。

- (1) 市町村の勤務時間及び休憩時間の状況（平成25年4月1日現在）
- ・ 1週間当たりの勤務時間 38時間45分（1日当たり7時間45分） 全18団体
  - ・ 休憩時間 12時00分～13時00分 4団体
  - 12時15分～13時00分 14団体
- ※非現業の一般職に属する職員のうち、首長部局に勤務する職員についての状況。

- (2) 年次有給休暇の取得状況（H24.1.1～H24.12.31 または H24.4.1～H25.3.31 の1年間）

区 分	市	町村	全団体	(参考) 全国
平均取得日数(日)	10.2	8.4	10.1	

※非現業の一般職に属する職員のうち、首長部局に勤務する職員についての状況。

- (3) 介護休暇の取得状況（平成24年度中）

介護休暇とは、職員が配偶者、父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇です。【無給】

【市町村】

	介護休暇 取得者数	介護休暇取得者の期間別内訳数					
		1月以内	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月超え
男性職員	—	—	—	—	—	—	—
女性職員	4	1	—	—	1	—	2
計	4	1	—	—	1	—	2

- (4) 育児休業、育児のための部分休業の取得状況（平成24年度中）

育児休業とは、職員が3歳に満たない子を養育するため、勤務しないことができる制度です。  
部分休業とは、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日2時間を超えない範囲内で、勤務しないことができる制度です。【いずれも無給】

【育児休業等の取得者数：市町村】

区 分		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	平成24年度新規取得者数	4	—	—
	平成23年度以前からの継続取得者数	—	—	—
女性職員	平成24年度新規取得者数	138	3	2
	平成23年度以前からの継続取得者数	169	2	—
計	平成24年度新規取得者数	142	3	2
	平成23年度以前からの継続取得者数	169	2	0

【平成24年度中に新たに取得可能となった職員における取得者数：市町村】

区 分	育児休業等対象者数	うち		
		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	301	3 ( 1.0% )	—	—
女性職員	136	130 ( 95.6% )	—	—
計	437	133 ( 30.4% )	0	0

(5) 市町村別の1回の病気休暇の上限期間の状況（平成25年4月1日現在）

国の私傷病の場合における1回の病気休暇の上限期間は、原則として週休日等を含む連続90日となっています。

市町村名	国と同等	国より長い	備考
大分市	○		
別府市		○	
中津市		○	
日田市		○	
佐伯市		○	
臼杵市		○	
津久見市		○	
竹田市		○	
豊後高田市		○	
杵築市		○	
宇佐市		○	
豊後大野市		○	
由布市		○	
国東市		○	
市計	1	13	
姫島村	○		上限期間は「必要最小限度の期間」であるが、実質的に90日であり、国と同等と整理。
日出町		○	
九重町	○		
玖珠町	○		
町村計	3	1	
市町村合計	4 ( 22.2% )	14 ( 77.8% )	

病気休暇は、私傷病の場合の取扱いを示す。なお、条件付採用期間中の職員等に係る病気休暇の上限期間の特例については考慮していない。

#### 4. 市町村の勤務成績の評定の実施状況(平成25年3月31日現在)

勤務成績の評定とは、任命権者が職員の勤務成績が良好かどうかを判定するもので、昇給等の根拠ともなっており、地方公務員法第40条により任命権者が必ず実施しなければならないものです。平成25年3月31日現在、県下市町村では15団体で実施されています。

※参考 地方公務員法第40条

任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。

市町村名	H25.3.31現在	H24.3.31現在	備考
大分市	○	○	
別府市	○	○	
中津市	○	○	
日田市	○	○	
佐伯市	○		
臼杵市	○	○	
津久見市	○	○	
竹田市	○	○	
豊後高田市	○	○	
杵築市	○		
宇佐市	○	○	
豊後大野市	○		
由布市	○	○	
国東市	○		
市計	14	10	
姫島村			
日出町			
九重町			平成24年度から試行中
玖珠町	○	○	
町村計	1	1	
市町村合計	15 ( 83.3% )	11 ( 61.1% )	

## (参考)

### ◇地方公務員の給与等に関する諸原則

地方公務員である市町村職員の給与等については、地方公務員法（以下「地公法」という。）等にその基本となる原則が規定されており、大別して「地方公務員制度全般に通ずる原則」と「給与決定に関する原則」とがあります。

#### (1) 地方公務員制度全般に通ずる原則

##### ア 平等取扱いの原則（地公法第13条）

「地方公務員法の適用については、平等に取り扱われなければならない」とされており、採用、給与、その他勤務条件を決定する際に、性別や信条などで差別を行わないことです。

##### イ 情勢適応の原則（地公法第14条）

「地方公共団体は、職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適用するよう、随時、適当な措置を講ずる義務がある」とされており、この規定に基づく人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、改正が行われます。

##### ウ 均衡の原則（地公法第24条第5項）

「勤務時間その他勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払わなければならない」とされており、国及び他の地方公共団体の動向を踏まえ、勤務条件が決定されます。

#### (2) 給与決定に関する原則

##### ア 給与条例主義（地方自治法第204条第3項、第204条の2、地公法第24条第6項、第25条第1項）

「給与は、条例で定めなければならない、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない」とされており、議会のチェックのもと決定されることとなります。

##### イ 職務給の原則（地公法第24条第1項）

「給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされており、係長や課長といったように職務に応じて、給与が決定されます。

##### ウ 均衡の原則（地公法第24条第3項）

「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされており、民間給与等の実態調査をもとに行われる人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、定められています。

このような原則に基づいて、市町村においては条例・規則による給与その他勤務条件の決定を行うことが必要です。

#### ※基準日について

この資料は、総務省が実施する「平成25年地方公務員給与実態調査」、「平成25年地方公共団体定員管理調査」及び「勤務条件等に関する調査」の結果をもとに作成しています。

基準日は、特に表記していない限りは、平成25年4月1日現在となっています。